

博士論文（要約）

競争法における非経済的な正当化理由の法構造

牛 日正

一つの行為が、市場において、正当化理由がなく、反競争性をもたらす場合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独禁法）2条5項、6項、8条1号、10条等で定められている「競争を実質的に制限する（競争の実質的制限）」、又は、2条9項の「公正な競争を阻害するおそれがある（公正競争阻害性）」に該当することとなる。すなわち、正当化理由の有無は、行為が独禁法・競争法に違反するかを判断する物差しの一部である。

反競争性をもたらす行為（反競争行為）を正当化する事由には、様々な類型がある。そのうち、「効率性の向上」のための反競争行為の正当化は一般的に受け入れられている。また、消費者の利便の向上や技術革新の促進や業績不振等の一定の経済的利益を図る目的のための反競争行為の正当化に対して反対する意見も少ない。一方、効率性の向上等の経済利益に直接につながらない利益（非経済的な利益、例えば、公共性、安全性）に対しては、消極的ないし否定的な考え方が根強い。

本稿は、このような非経済的な利益に基づく正当化理由を「非経済的な正当化理由」と名付けて、これに関する理論枠組みを提示することを目的とした基礎的考察を行うものである。より具体的に言えば、効率性や競争の促進以外の目的を図る反競争行為がその目的によって正当化されるかという問題を扱う。

特に、過去では、非経済的な正当化理由の判断に関して、二つの問題について不明確である。

第1に、独禁法上の正当化理由が独禁法以外の法律規範によって影響を受けるか、という問題は不明確である。

この点について、巨視的な観点に基づいて、アメリカ反トラスト法において「基本権の保障のための正当化」、「州行為の正当化」、「労働政策のための正当化」、「証券取引市場を維持するための正当化」というカテゴリーで検討されている諸類型を考察すれば、参考とするに値する結論を得ることができる。詳しい議論は本稿第2章で行うが、一言でいえば、反競争行為が他の法律規範の目的を果たす機能をしている場合、その行為を競争法違反としたのではその機能が妨げられるのであれば、競争法の適用が後退される、という結論を得ることができる。また、法律のみならず、憲法も「法律規範」の一部である。憲法が保障する価値の維持も、非経済的な正当化理由として、行為を正当化させることが可能である。このように、非経済的な目的を掲げる法律規範が競争法以外に存在する場合を「並立関係がある」と呼び、検討を行う。

アメリカ反トラスト法の考察の結果に基づいてEU競争法を考察すれば、EU競争法においても、並立関係の存在が同じく非経済的な正当化理由の適用に大きく関係していることが判明した。EU競争法とアメリカ反トラスト法では、正当化理由がある行為の違法性を問わないとする法的根拠が大きく異なるものの、結論としては高度に相似すると考えられる。

第2に、行政指導等の政府による監督・強制等の作為が非経済的な正当化理由の判断

にどのように影響を与えるかが不明確である。

この点についても、アメリカ反トラスト法を考察すれば、貴重な方向が示される。反競争性が発生する前に、政府が反競争性の発生について審査・否決する機会があるにもかかわらず、政府が反競争行為の発生を認める場合、反競争性について総合考慮を行う必要がなくなる。一方、そうでない場合、反競争性と非経済的な正当化理由について、総合考慮を行うことが必要となる。

また、EU 競争法においても、アメリカ反トラスト法と類似する効果を与える法的構造を採用していることが判明した。

欧米法の考察によって、非経済的な正当化理由の存在を支持する観点が与えられる。とりわけ、もし競争法が規制する反競争行為に対して、競争法以外の法律規範（憲法も法律も含まれる）も適用される場合、非経済的な正当化理由に基づいて反競争行為が正当化される可能性が高いと示唆されている。加えて、もし反競争行為に対する監督が政府によって行われているのであれば、非経済的な利益と反競争性との総合考慮の判断が不要となり、行為が正当化されるという構図が判明した。

したがって、本稿の結論を次のように要約できる

まず、欧米競争法に関する検討を通じて、欧米競争法において、裁判所が非経済的な正当化理由に基づいて反競争行為の正当性を認めている現状をあらためて確認した。そのため、競争法では非経済的な正当化理由は考慮されないという意見に対しては、慎重な姿勢を取る必要がある。

また、本稿では、競争法以外の法律規範が競争法上の正当化理由の判断に対して影響を及ぼすか、もしそうであればどのように影響を及ぼすかという問題について考察した。もし競争法と並立する法律規範が存在するという並立関係があれば、非経済的な正当化理由のための反競争行為の正当性は認められやすい。

一方、並立関係がなければ、非経済的な正当化理由に基づいて正当化されることは容易ではない。過去の研究では、並立関係がないという重要な前提の存在を見落とした上で、非経済的な正当化理由が認められなかった事例の論理に基づいて、非経済的な正当化理由の存在をおよそ認めないとする文献が多かった。また、法律規範があるとしても、法律規範の適用範囲を超える行為である場合や、法律規範が無効となった場合には、並立関係が存在していないと認定されることがある。

さらに、本稿では、政府による監督・強制等の作為が非経済的な正当化理由の判断にどのように影響を与えるかという問題について考察した。そうしたところ、各国・地域によって論理構成が異なるものの、政府による監督が備わっている場合には、反競争性と非経済的な正当化理由を巡る総合考慮の検討を経ずに、反競争行為が正当化されるということが判明した。

それに対し、並立関係があるが政府による監督が欠如しているとされた場合には、反競争行為を正当化するために、総合考慮の判断を行う必要があることがわかった。

したがって、本稿では、非経済的な正当化理由の適用の枠組みを検討し、並立関係及び政府による監督がこの判断に対して重要な影響を与えるという結論を得た。このような物差しを通じて日本の独禁法を観察することによって、今まで明確に解明されていない構造をいっそう整合的・体系的に説明することができる。ところが、この問題は正当化理由の体系の一端に止まる。残された問題を今後の検討課題としたい。